

佐賀市都市計画法に基づく
開発行為等の許可の基準に関する条例（50戸連たん）について

佐賀市では、市街化調整区域の既存集落の活性化、市外への人口流出の抑制等を目的として、平成20年7月1日より、市街化調整区域の開発行為等の許可基準に新たな許可基準を追加しました。（川副町、東与賀町、久保田町は平成22年10月1日から適用）

要件（条例の対象区域）

次のいずれにも該当する必要があります。

- ① 建築物の敷地相互間の距離が50m以内に位置する建築物がおおむね50以上連たんしている区域内の5,000㎡未満の土地の区域であること。
- ② 幅員4m以上の道路に接し、その道路が主要な道路（国県道など）まで幅員4m以上で接続している土地の区域であること。

【建築基準法別表第2（ろ）項第2号の規定による店舗については、幅員6m以上】

- ③ 優良な農地（農振農用地区域等）や、災害の発生のおそれのある区域でないこと。

建てられる建築物の用途

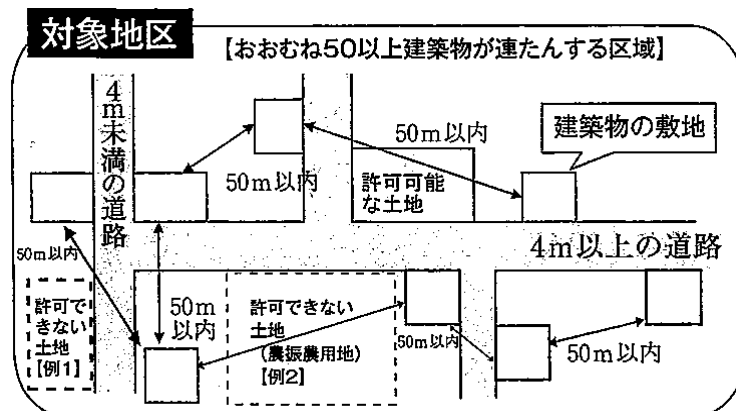
- ① 一戸建ての専用住宅
- ② 兼用住宅【建築基準法別表第2（い）項第2号の規定による】
- ③ 150㎡以下の日用品店舗【建築基準法別表第2（ろ）項第2号の規定による】

建築物の高さ

10m以下

建築物の敷地面積の最低限度

250㎡



申請予定地が上記要件に該当しているかどうかについて、個別に立地基準調査を行い、調査結果を文書で回答しています。